

# 令和 7 年 4 月 1 日より 入院時の食事にかかる 患者負担額が変わります

近年の食材費等が高騰していること等を踏まえ、健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が以下の通り変更になります。

| 世帯区分          |            |                 | 食事療養標準負担額         |                  |
|---------------|------------|-----------------|-------------------|------------------|
|               |            |                 | 令和 7 年 3 月 31 日まで | 令和 7 年 4 月 1 日から |
| 住民税課税世帯       |            |                 | 490円/食            | ➡ 510円/食         |
| 指定難病・小児慢性特定疾病 |            |                 | 280円/食            | ➡ 300円/食         |
| 住民税非課税世帯      | 低所得 2（区分Ⅱ） | 90 日までの入院       | 230円/食            | ➡ 240円/食         |
|               |            | ※<br>90 日を超える入院 | 180円/食            | ➡ 190円/食         |
|               | 低所得 1（区分Ⅰ） |                 | 110円/食            | ➡ 110円/食         |

※過去 1 2 か月で区分Ⅱの標準負担額減額認定証の交付を受けている期間のうち、入院日数が 90 日を超えている場合には、申請をして認定を受けると 190 円/食の該当になります。市区町村窓口にてお手続きをお願いいたします。